

令和4年度事業経過報告

一 制度対策本部関係

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

(1) 改正民法、改正不動産登記法及び相続土地国庫帰属法への対応

所有者不明土地問題、民法及び不動産登記法の一部改正及び相続土地国庫帰属法に関する対応等を社会事業部や広報部と連携して対応した。

令和4年度は、次のパブリックコメント及び関係機関からの意見募集への対応を行った。

- ① 「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令案」に関する意見提出
- ② 「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則案」に関する意見提出
- ③ 区分所有法制の見直しに関する意見の提出について
- ④ 不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令案の概要に関する意見の提出について
- ⑤ 内閣府との打合せ（重要土地等調査法の制度・仕組みに係る周知・広報について）

「重要土地等調査法」（令和3年法律第84号。令和3年6月公布。令和4年9月20日全面施行）を所管する内閣府政策統括官（重要土地担当）から、同法に関する制度・仕組みについての説明及び同法の周知・広報への協力依頼を受け、令和5年2月1日付け日調連発第339号をもって、各土地家屋調査士会へ周知した。

2 土地家屋調査士制度改革の推進

土地家屋調査士試験（制度）について、試験委員経験者を交え、試験委員候補者の推薦方法や各対象土地家屋調査士会の対応の実情などについて意見交換を重ね、今後の試験委員の推薦条件に係る要望事項や受験者数拡大策について、試験制度の枠組み、広報及び試験問題の内容の観点から意見交換を行った。

3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処

土地家屋調査士制度の維持・充実・拡充・発展等に向け、資格者代理人として国民目線での国策である「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を意識した情報収集を各部等と連携しながら行った。

4 デジタル社会への対応

連合会における土地家屋調査士会員管理情報の効率的な運用・活用について、また今後の各土地家屋調査士会との連携・情報共有も含め検討を行った。

法務省民事局民事第二課からの案内により、デジタル庁が主催する「国家資格等情報連携・活用システム説明会（電子会議）（令和5年2月14日及び同3月29日）に総務部役員とともにオブザーバー出席し、令和6年度に運用開始する国家資格等情報連携・活用システムについての取組や今後のスケジュールの概要と連合会における土地家屋調査士登録事務や各種の会員情報管理との関連性について情報収集した。

5 学識者との共同研究

第12回国際地籍シンポジウムについて、開催当事国である韓国から、日韓台における新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、日本、台湾の意向も踏まえ同シンポジウムを無期限延期とすることを決定し、開催可能な状況及び時期を見極めた上で再度連絡する旨連絡を受けた。なお、再開された場合にも対応ができるよう態勢を整えている。

6 土地家屋調査士総合研究所（仮称）に関する検討

土地家屋調査士総合研究所（略称「調総研」）については、令和4年度も令和3年度から引き続き設立に向けての協議を重ねてきたが、理事会において規則整備、研究所の事業の引継ぎ、予算規模、人選、等々の検討項目について意見統一に至らなかったため、令和5年度からの実施を見送り、令和5年度において、同計画の抜本的な見直しとともに、制度対策本部の在り方も含め検討、協議を行うこととした。

7 その他緊急課題への対応

(1) 政党への要望活動

全国土地家屋調査士政治連盟（以下「全調政連」という。）及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（以下「全公連」という。）と連携し、政党への政策・予算要望活動を次のとおり行った。

また、一連の要望活動により、「骨太の方針2022」に3年ぶりに登記所備付地図整備の促進に関する記述が盛り込まれるなど一連の成果にもつながったことから、令和5年度以降も引き続き活動を続けていくこととしている。

- ① 自由民主党 予算・税制等に関する政策懇談会（令和4年10月26日）
- ② 公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会（令和4年11月18日）
- ③ 自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会（令和4年11月21日）
- ④ 国民民主党 土地家屋調査士議員連盟（仮称）設立総会（令和4年11月28日）
- ⑤ 立憲民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟総会（令和5年3月8日）

主な予算・政策要望

- 登記所備付地図（不動産登記法第 14 条第 1 項）作成作業の促進と予算措置の確保について
- 表題部所有者不明土地の解消に向けた施策の推進及び予算措置の確保について
- 筆界特定手続に関する施策の予算措置の確保について
- 狭あい道路解消に係る予算の拡大及び国による統一的な制度、基準の策定について
- 公共嘱託登記土地家屋調査士協会の所有者不明土地等問題解消への活用について
- 所有者不明土地問題に関する諸施策の円滑な実施について
- 民法・不動産登記法改正による所有者不明土地発生予防及び新たな制度の周知広報について
- 相続土地国庫帰属法の円滑な施行について
- 地籍調査事業の促進及び予算措置について
- 所有者探索等を円滑に進めるための施策について

(2) その他

緊急又は突発的な案件について、危機管理的な対応も含め情報等の収集又は対応を行った。

二 総務部関係

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備

① 会則、諸規程の改正等について

ア 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会の会費において、土地家屋調査士法人会員についてはその事務所数にそれぞれの会費の月額割合による額を納入することとされているが、解散した土地家屋調査士法人会員の事務所については、上記の事務所数に含めない（会費の納入は求めない。）とする取扱いとすることから、第 79 回定時総会における承認をもって同会則の別紙（第 72 条関係）を改正し、令和 4 年 6 月 29 日付け日調連発第 96 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 4 年 7 月 1 日。

イ 日本土地家屋調査士会連合会個人情報の保護に関する規則、同運用規程、同規則運用細則及び日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程の一部改正

改正された個人情報の保護に関する法律が令和 4 年 4 月 1 日に全面施行されたこと

に伴い、日本土地家屋調査士会連合会個人情報保護に関する規則、同運用規程、同規則運用細則及び日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程を改正することから、令和 4 年度第 4 回理事会においてこれらの規則等の一部を改正し、令和 4 年 9 月 9 日付け日調連発第 156 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 4 年 8 月 31 日。

ウ 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則、日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程及び専務理事及び常務理事の役員手当等の特例の一部改正

専務理事及び常務理事に欠員が生じた場合と専務理事及び常務理事を置かずにその職務を行う役員を選任する場合を明確にする必要があり、また、その職務を行う役員の役員手当等についても明示することから、令和 4 年度第 5 回理事会において、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則、日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程及び専務理事及び常務理事の役員手当等の特例の一部改正し、令和 4 年 11 月 25 日付け日調連発第 250 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行日は、令和 4 年 10 月 26 日。

エ 日本土地家屋調査士会連合会事務局規則の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会事務局における社会事業担当（業務課）の一部の事務については、制度対策担当（調査課）における政策・予算要望等に関する事務と密接な関係があり、一層の連携を深めるため、社会事業担当を業務課から調査課へ移設、そのほか現状と異なる分掌事務を改めるため、令和 4 年度第 4 回理事会において、日本土地家屋調査士会連合会事務局規則の一部改正し、令和 4 年 11 月 25 日付け日調連発第 250 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行日は、令和 4 年 9 月 1 日。

オ 日本土地家屋調査士会連合会臨時職員就業規則、日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正

令和 2 年度の監査会において「決算に職員給与を未払金として計上すること」について指摘を受けたことから、締日を末日（現行は基本給は 20 日、一部手当は 10 日）、支払日を翌月 15 日（現行は当月 25 日）へ変更し、毎月末日付けで未払金として計上し支給日に未払金から支払う方針とし、併せて、役員の給与についても、支払日を翌月 15 日（現行は翌月 10 日）とする方針で統一を図ることとし、そのほか現状と異なる規定を改めるため、令和 4 年度第 5 回理事会において、日本土地家屋調査士会連合会臨時職員就業規則、日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正し、令和 4 年 11 月 25 日付け日調連発第 250 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行日は、令和 4 年 12 月 1 日。

カ 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正

遅滞している土地家屋調査士法人の登録事務の適正化を図るため、令和 4 年度第 6 回理事会において、土地家屋調査士登録事務取扱規程を一部改正し、令和 4 年 12 月 28 日付け日調連発第 298 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行日は、令和 4 年 12 月 16 日。

キ 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則の一部改正及び大規模災害対策に関する規則（モデル）の新設

大規模災害の発生時に、迅速に対応できる体制を整え、また、関係規則等において、土地家屋調査士会で設置する現地対策本部等の立上げ等について明確にしておくべき事項があることから、令和 4 年度第 6 回理事会において、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則を一部改正、大規模災害対策に関する規則（モデル）を新設し、令和 4 年 12 月 28 日付け日調連発第 298 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行日は、令和 4 年 12 月 16 日。

ク 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正

令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の運用が始まること、また、会員の利便性向上の観点から、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第 9 号（領収証）を一部改正し、令和 4 年 12 月 28 日付け日調連発第 298 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行日は、令和 5 年 10 月 1 日。

ケ 日本土地家屋調査士会連合会会則及び土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正

令和 4 年 9 月 1 日（木）から、支店・従たる事務所の所在地における登記が廃止されたことに伴い、関係規則を整備する必要があることから、令和 4 年度第 7 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会会則及び土地家屋調査士登録事務取扱規程を一部改正することとした。

なお、同会則の一部改正については、第 80 回定時総会に提案する。

コ 日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程の一部改正

令和 4 年 8 月 31 日に改正した日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程について、平成 27 年 10 月 16 日に施行（新設）された規程を基に改正を行ったが、その後、平成 27 年 12 月 11 日に施行された部分が反映されていないことが判明した。

このため、平成 27 年 12 月 11 日施行部分を反映させた内容に正す必要があるところ、このうち第 1 条に記載のある「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」は、改正個人情報保護法の全面施行（平成 29 年 5 月 30 日）に伴い、民間事業者に対する監督権限は原則個人情報保護委員会に一元化されることとなった

ことにより廃止されているため、当該部分を削除した規程に訂正する対応を行うことについて、第7回理事会で承認されたことから、令和5年3月30日付け日調連発第403号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、訂正であることから、施行期日は当初のものと同じ令和4年8月31日からとした。

サ 周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計の廃止並びに日本土地家屋調査士会連合会会計規則及び同連合会特別会計規程の一部改正（案）

資金別特別会計については、当該資金の積立て及び取崩しは、一般会計の予算に組み込んでも管理することができ、公益法人会計基準に準ずる財務諸表に対する注記での開示、特定資産の積立て及び取崩しに関する規定の整備により、その目的が十分に果たせることにより、周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計は不要となるため、令和4年度第7回理事会において両特別会計を廃止することとした。

また、共済会は、連合会の組織の一部であると考えられることから、現在は共済会単独で財務諸表を作成しているが、本来であれば連合会の財務諸表に含める必要があると考えたことから、日本土地家屋調査士会連合会会計規則及び特別会計規程の一部改正について第80回定時総会に上程することとした。

シ 登録事務の改善に係る日本土地家屋調査士会連合会会則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正

連合会が行う一部の土地家屋調査士法人に関する登録事務（当該土地家屋調査士法人に所属する社員及び使用人土地家屋調査士である土地家屋調査士会員の登録事務を含む。）に大きな遅滞が発生したことを受け、遅滞の再発防止及び登録事務の円滑な運用を図ることが急務となったことから、土地家屋調査士会会則モデルの一部改正について検討し、第7回理事会で承認されたことから、令和5年3月17日付け日調連発第384号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

また、併せて日本土地家屋調査士会連合会会則を一部改正することとし、第80回定時総会に上程することとした。

ス 登記基準点認定規程の一部改正

概要は、業務部の報告に記載のとおり。

② 会則、諸規則等の改正の検討について

ア 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正

土地家屋調査士法人に関する登録事務の遅滞の再発防止のため、土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正について検討した。

イ 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則等の一部改正

法改正により、令和5年4月1日から時間外勤務手当の割増賃金率に変更となるこ

と、また、平成 28 年の見直し以降に一度も見直しを行っていないところ、令和 4 年に人事労務関連法の重要改正があったことから、日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則等の一部改正について検討した。

③ 土地家屋調査士会の会則変更の対応

各土地家屋調査士会からの事前内議及び法務省からの意見照会に対応した。

なお、土地家屋調査士会が会則変更をする際、連合会にあらかじめ内議を行わない状況で認可申請をされる場合があり、法務省から連合会への当該会則変更の意見照会で苦慮する事案が発生していることから、今後も必ず事前内議を行われるよう留意願いたい。

④ 商標利用に関する対応

連合会が商標登録をしている徽章マーク（呼称「ソク」、平成 29 年 11 月 24 日付け商標登録第 5998186 号）を利用する際の取決めについて、日本土地家屋調査士会連合会登録商標の利用に関する要領（案）を検討した。

また、同登録商標を利用して商品開発をしている各業者等と締結する通常使用権許諾契約書について検討した。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応した。

※ 令和 4 年度における照会数は、236 件

② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集（令和 5 年 3 月追加）」の作成について

各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を中心に上げ、登録・会員指導等に関する照会回答事例集に新たな事例を追加し、令和 5 年 3 月 28 日付け日調連発第 398 号をもって各土地家屋調査士会へ送付した。

③ 土地家屋調査士の懲戒処分の不処分に関する情報提供

令和 5 年 2 月 2 日に法務省民事局民事第二課と協議した結果、懲戒処分の不処分に関する情報について、連合会を通じて当該処分者が所属する土地家屋調査士会に情報提供することとなり、同月分の情報から運用を開始した。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第 39 条の 2 に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努めるとともに、関係資料を入手した際は、各土地家屋調査士会に情報提供することとしており、令和 3 年度下期の調査結果については令和 4 年 4 月 20 日付け日調連発第 15 号、令和 4 年度上期の調査結果については令和 4 年 10 月 21 日付け日調連発第 202 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

(4) 大規模災害対策に関する検討

大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告があった際は、その都度、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則に基づき、災害対策本部の設置や災害義援金の給付等について対応した。

なお、次の災害の被災会員に対して大規模災害対策基金からの義援金を給付した。

- ① 令和4年福島県沖地震（2名）
- ② 令和4年7月14日の大雨（1名）
- ③ 令和4年8月3日の大雨（1名）
- ④ 令和4年台風15号（1名）
- ⑤ 令和4年台風14号（1名）

2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会の組織、会務運営の態勢等について適宜見直しを行うこととしており、随時、役員及び事務局の役割の明確化、事務局の組織についての見直し、業務執行の効率化を検討した。

また、事務の効率化のため、勤怠管理システムの導入及び給与計算を社会保険労務士に外部委託することとし、運用開始に向けた対応を行った。

3 民間認証局に係る登録局の適正な運営

土地家屋調査士電子証明書を発行するセコムパスポート for G-ID 認証サービスにおける登録局業務の効率的な運営に努め、申込みのあった会員について適切な審査を行い、速やかに電子証明書を発行し、電子証明書の取消しが必要な会員についても、適切かつ速やかな手続に努めた。

土地家屋調査士電子証明書発行状況（令和5年3月30日現在）

有効電子証明書所有者 11,631人

（会員数 15,654人（令和5年4月1日現在））

4 情報公開に関する事項

懲戒処分情報及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失等の状況について、連合会ウェブサイトへの適時適切な掲載を行った。

5 会館の管理に関する事項

連合会会館（土地家屋調査士会館）及び文書等の保管等のために賃借している貸事務所の適正な管理に努めた。

なお、土地家屋調査士会館の賃貸借契約が令和5年4月30日に満了となることから、貸主である東京土地家屋調査士会と契約更新に向けた協議を行った。

6 登録事務

(1) 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録件数並びに各種証明書の交付件数

① 土地家屋調査士

登録 341 件、会変更 37 件、ADR 認定土地家屋調査士 88 件、使用人土地家屋調査士 75 件、登録事項の変更 781 件及び登録の取消し 571 件

② 土地家屋調査士法人

成立 42 件、会変更 1 件、従たる事務所の設置 7 件、登録事項の変更 142 件、使用人土地家屋調査士 77 件、解散 1 件、合併 0 件、清算終了 2 件

③ 各種証明書

土地家屋調査士登録証明書の交付 893 件、土地家屋調査士法人の登録事項証明書 40 件及び土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書 124 件

(2) 登録審査会

令和 4 年 8 月 31 日現在において、土地家屋調査士法第 16 条第 1 項第 1 号に該当する者 53 名のうち、業務廃止等の手続を執った者 24 名を除く 29 名のうち 28 名及び土地家屋調査士法第 16 条第 1 項第 2 号に該当する者 1 名について、登録審査会（令和 4 年 12 月 12 日開催）に諮り、「登録の取消しが相当である。」との議決に基づき、令和 4 年 12 月 12 日付けをもってその登録を取り消した。

なお、残り 1 名に関し、第 1 回聴聞において意見陳述があったことを受けて、登録審査会では、令和 5 年 3 月末日まで同人の登録の取消しを猶予したが、再入会の手続がされず、令和 5 年 3 月 31 日付けでその登録を取り消した。

(3) 土地家屋調査士法人登録事項変更及び使用人土地家屋調査士の登録等に関する登録事務の遅滞への対応について

① 経過

土地家屋調査士法人の登録事項変更届出（当該土地家屋調査士法人の社員及び使用人土地家屋調査士である土地家屋調査士に関係する変更の場合は、当該土地家屋調査士の登録事項の変更等を含む。）及び使用人土地家屋調査士の届出（土地家屋調査士法人及び使用人土地家屋調査士から各々提出される雇用（就職）・解雇（退職）の届出）に関する事務が、一部の土地家屋調査士法人及び土地家屋調査士について遅滞した。

これについては、令和 4 年 9 月 21 日に多数の未処理書類の存在を確認し、実態を把握するため調査を開始した。連合会における調査結果（中間報告）について、同年 10 月 26 日付け日調連発第 205 号をもって連合会長から各土地家屋調査士会長へ告知し、本件遅滞案件の確認等、協力を依頼した。

さらに、同年 11 月 1 日には、同日付け日調連総発第 365 号をもって登録事務遅滞対策

担当役員から該当土地家屋調査士会登録事務担当者へ、中間報告の検証及び中間報告以外の遅滞案件があった場合の報告を求め、全ての該当土地家屋調査士会から報告を受け、検証することにより遅滞案件を特定した（最終的に 59 の土地家屋調査士法人が該当し、298 項目において遅滞していることを確認した。）。

他方、調査で把握した遅滞案件の処理に着手し、届出に不備のある案件については随時対応を依頼しながら登録事務を実施した。また、一部連合会の運用を見直すなど早期処理を模索し、同年 12 月 15 日・16 日第 6 回理事会において、土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正を行い、迅速処理に努めた。

結果、令和 5 年 1 月 31 日をもって本件遅滞処理を完了した。

② 主要な原因及び再発防止に向けた取組

主要な原因及びそれに対する再発防止に向けた取組は、次のとおりである。

ア 提出されない届出書の状況把握の不徹底並びに登録事務の体制の脆弱さ及び管理監督不行き届き

①登録書類の受信・発信状況の土地家屋調査士会への公開、②詳細な進捗状況一覧による管理の徹底、③登録書類の所定保管場所への収納の徹底、④登録事務を行う場所の厳格化、⑤登録事務担当者の定期的な異動及び⑥登録事務の役職員の知識の向上に関する事項について、順次改善を図っている。

イ 土地家屋調査士法人から提出される届出書の遅延及び記載内容の不統一や誤った様式での届出書による提出

登録事務に関する関係規則（日本土地家屋調査士会連合会会則、土地家屋調査士会会則モデル、土地家屋調査士登録事務取扱規程）の見直しを行い、土地家屋調査士法人は当該土地家屋調査士法人の主たる事務所の所在地の土地家屋調査士会のみを上記の届出書を提出するものとし（成立届出書、解散届出書、合併届出書及び清算終了届出書も同様の取扱いとしている。）、従たる事務所の所在地の土地家屋調査士会への提出を不要とする手続に改めることを目的として、令和 5 年 2 月 28 日・同年 3 月 1 日に開催された令和 4 年度第 7 回理事会において、日本土地家屋調査士会連合会会則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正（案）が承認された（土地家屋調査士登録事務取扱規程については、更に検討を重ねることとして、令和 5 年度第 1 回理事会で審議を予定している。）。

日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正については、本定時総会において承認を求めるとしており、土地家屋調査士会会則モデルの一部改正については、土地家屋調査士会における令和 5 年度の定時総会において、土地家屋調査士会会則の一部改正について承認を求めよう付記して、各土地家屋調査士会に通知した。

また、上記の登録事務に関する関係規則は、現段階では施行されていないが、登録事務遅滞の一因となった登録手続の改善を早期に行うことが求められている状況であることから、改正の目的である主たる事務所の所在地の土地家屋調査士会のみに出書を提出する手続に改めることを各土地家屋調査士会に通知し（令和5年3月17日付け日調連発第384号）、本年4月3日から開始した。

三 財務部関係

1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 予算執行の適正管理

規則等にのっとり適正かつ効率的な会務運営を行うため、令和4年度予算が計画的に執行されるよう過去数年の予算執行率の傾向を把握した上で予算執行の適正管理を行うとともに、一般会計の人件費支出、事務費支出、渉外費支出及び慶弔慰費支出等の共通費用の予算執行についての検討や貯蔵品等の棚卸を行った。

また、事業執行における手続の改善について検討し、日本土地家屋調査士会連合会会計規則に規定する代決を見直した。

(2) 中長期的な財政計画の検討

会員数の予測等将来の動向を勘案した令和4年度版のシミュレーション資料及び同資料についての所見を作成し、第1回全国会長会議で示した。

なお、同シミュレーション資料は、令和5年度予算（案）の作成に活用した。

併せて、会員数の減少傾向による会費収入のシミュレーションの参考にするために、年齢別の会員数の分布の資料を作成した。

(3) 特別会計の在り方の検討

令和3年度の間接監査における指摘（特別会計の目的及び意義を確認し、整理又は廃止について検討）を踏まえ特別会計の在り方について検討した結果、周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計については令和6年3月31日をもって廃止し、翌4月1日に当該特別会計の財産を一般会計へ繰り入れて特定資産とすることとした。共済会特別会計については令和4年度の決算から連合会の財務諸表へ組み込むこととした。

なお、特別会計の廃止は、第80回定時総会の議案として提案する。

また、この他の特別会計についても在り方を検討するとともに、新人研修事業の特別会計の創設についても検討した。

(4) その他

① 土地境界基本実務叢書の取扱い

② 親睦ゴルフ大会

ア 第 35 回（令和 4 年度の大会）

京都土地家屋調査士会及び近畿ブロック協議会の協力により、令和 4 年 10 月 8 日に第 35 回大会を城陽カントリー倶楽部において開催し、170 名が参加した。観光には別に 37 名が参加した。

なお、前夜祭は、令和 4 年 10 月 7 日にホテルグランヴィア京都で開催し、184 名が参加した。

イ 第 36 回（令和 5 年度の大会）

令和 5 年 1 月 27 日付け日調連発第 334 号をもって、福島県土地家屋調査士会及び東北ブロック協議会の協力により第 36 回大会を次のとおり開催する予定であることを周知した。

○ 令和 5 年 10 月 1 日（日） 前 夜 祭 郡山ビューホテルアネックス

○ 令和 5 年 10 月 2 日（月） ゴルフ大会 グランディ那須白河

(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援

① 賠償責任保険及び測量機器総合保険等の既存保険への加入について

会報及びEメールマンスリー等により加入の促進を図り、共済会事業の支援を行った。

また、賠償責任保険への全ての会員の加入を目指しており、正確な加入者数の継続した把握等を目的に、令和 5 年 2 月 1 日付け日調連発第 341 号をもって、令和 5 年 1 月 1 日現在の加入者数及び加入形態等の回報を各土地家屋調査士会へお願いした。

② 事故処理委員会の在り方について

日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約第 8 条により各土地家屋調査士会に事故処理委員会を設ける必要があるが、現状では事故処理委員会の設置や運用等に課題があることから、まずは保険会社から各土地家屋調査士会へ事故内容が報告される体制の構築について検討したが、令和 4 年度第 2 回全国会長会議での意見等を踏まえ、事故処理委員会の設置を任意とする方向で関係規則等の見直しを行うこととした。

③ 集金事務費について

共済会が取り扱う保険における集金事務費について、一部の土地家屋調査士会における取扱いが異なることから、今後の方針を検討した。

(3) 国民年金基金への加入の促進

各土地家屋調査士会の協力を得て全国国民年金基金土地家屋調査士支部と連携しながら、新入会員及び国民年金基金への未加入会員に対し加入の促進を図った。

なお、令和 4 年 11 月 22 日付け日調連発第 242 号をもって、国民年金基金への加入の促進に関する計画書の提出をお願いするとともに、土地家屋調査士賠償責任保険の説明及び加入の促進についてもお願いした。

また、令和 5 年 2 月 1 日付け日調連発第 340 号をもって、土地家屋調査士試験合格者にも土地家屋調査士賠償責任保険及び国民年金基金への加入の促進をお願いした。

3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

(1) 令和 4 年度

全国的に均質かつ高度な土地家屋調査士業務を提供するための環境の整備等を目的として、土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成を実施することとしており、令和 4 年 6 月 28 日付け日調連発第 95 号をもって、対象となる土地家屋調査士会（12 会）及び助成金の上限等について周知し、令和 4 年 9 月 30 日までに対象となる全ての土地家屋調査士会へ助成金総額 9,050,000 円を交付した。

【交付状況一覧】

| 会名 | 会員数 ※ | 交付額 | 主な用途 |
|-----|----------|-----------|--|
| 山梨 | 152 | 120,000 | 動画配信用機材購入、広報グッズ作成 |
| 和歌山 | 146 | 200,000 | 研修会用機材購入 |
| 福井 | 150 | 140,000 | 新聞広告 |
| 鳥取 | 67 | 1,310,000 | 研修会実施、備品購入、広報グッズ作成 |
| 島根 | 104 | 790,000 | 研修会実施、PR ポスター作成、ラジオ CM、新聞広告、研修会用機材購入 |
| 佐賀 | 109 | 720,000 | 新聞広告、広告掲載、研修会実施、広報グッズ作成、会議費用 |
| 秋田 | 116 | 620,000 | 研修会実施、広告掲載 |
| 青森 | 130 | 420,000 | 研修会実施、広報ポスター作成、広報グッズ作成 |
| 函館 | 52 | 1,400,000 | シンポジウム開催、ラジオ CM、研修会実施、カレンダー作成 |
| 旭川 | 54 | 1,480,000 | 研修会実施、カレンダー作成、地区ごとの制度広報、広告掲載、ラジオ CM、シンポジウム開催 |
| 釧路 | 75 | 1,190,000 | テレビ CM、パソコン購入等、無料相談会費用、業務適正化推進事業 |
| 高知 | 113 | 660,000 | 新聞広告、無料相談会費用、研修会実施、研修会用機材購入 |
| 計 | | 9,050,000 | |

※ 令和 3 年 10 月 1 日現在の会員数に基づいて交付額を算出している。

(2) 令和 5 年度

令和 4 年度と同様の方針とし、令和 5 年 3 月 3 日付け日調連発第 366 号をもって、対象となる土地家屋調査士会（11 会）及び助成金の上限等の予定について周知した。

4 諸規則の改正について

次の規則について、一部改正を行った。

なお、本件に関する詳細については、総務部の事業経過報告に記載している。

① 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正

- ② 日本土地家屋調査士会連合会臨時職員就業規則の一部改正
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程の一部改正
- ④ 日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正

四 業務部関係

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1) 土地家屋調査士職務規程に関する事項

土地家屋調査士の業務等に関する各土地家屋調査士会からの照会について、土地家屋調査士職務規程と他の規則等を確認し、必要に応じて各部及び委員会等と連携を図り対応した。

(2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項

土地家屋調査士業務等に関する各土地家屋調査士会からの照会について、土地家屋調査士業務取扱要領（以下「業務取扱要領」という。）と他の規則等を確認し、必要に応じて各部及び委員会等と連携を図り対応した。

また、令和4年6月10日付け日調連発第77号をもって、業務取扱要領の別紙類に「屋根の構成材料と屋根の種類による区分（別紙10-2）」を新たに作成した旨通知し、令和5年2月28日付け日調連発第361号をもって、土地の調査・測量の作業手順（別紙3）を修正した旨通知した。

(3) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項

報告書の適切な記載方法等の検討と、各土地家屋調査士会からの照会等に対応した。

また、令和4年7月19日付け日調連発第112号をもって、不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成ソフトの不具合を解消するためのアップデート版（2.6.4版）を連合会ウェブサイト公開した旨お知らせした。

なお、各土地家屋調査士会から寄せられた同報告書作成ソフト不具合等の報告について、委託業者と連携して対応し、必要に応じて連合会ウェブサイトに掲載している「Q&A」の更新を行った。

2 筆界特定制度の検討及び指導

筆界特定申請手続の運用状況を把握し、問題点の洗い出しと課題解決に向けた施策について、法務省民事局民事第二課と協議を行う準備を行った。

3 登記測量に関する事項

(1) 登記基準点についての指導、連絡及び検討

土地家屋調査士会から認定申請される書類の点検を行い、申請者からの照会等に対応した。令和4年度の申請状況等は次のとおりである。

また、これまで認定申請がされた際、申請率及び認知度の向上を目的として、申請された成果の第三者検定における費用の補助を行ってきたが、認定登記基準点の設置に伴う知識の向上及び技術の研鑽を目的とした研修に対する費用を助成する方針に変更し、土地家屋調査士会を經由して提出される成果簿については、日調連において確認を行わずに、第三者機関への提出を行うことから、令和5年3月14日付け日調連発第378号をもって登記基準点認定規程等の一部改正について通知した。

また、費用助成の方針変更に伴い、令和5年4月1日から認定登記基準点検定における費用の補助を廃止する旨令和5年3月14日付け日調連発第379号をもって通知した。

① 認定された登記基準点（令和4年度 ※令和5年3月31日現在）

| 会名 | 地区名 | 登記基準点 | 認定状況 |
|----|--------------------|---------|---------------|
| 静岡 | 浜松市南区飯田町・三和町地区 | 4級 145点 | 2022/4/19 認定 |
| 岩手 | 岩手県九戸郡野田村野田玉川地区 | 2級 3点 | 2022/4/21 認定 |
| 岩手 | 岩手県久慈市夏井鳥谷地区 | 2級 4点 | 2022/4/21 認定 |
| 岩手 | 岩手県久慈市宇部館石地区 | 2級 1点 | 2022/4/21 認定 |
| 岩手 | 岩手県下閉伊郡普代村太田名部地区 | 2級 3点 | 2022/4/21 認定 |
| 香川 | 香川県坂出市神谷町地区 | 2級 3点 | 2022/5/20 認定 |
| | | 3級 3点 | |
| | | 4級 19点 | |
| 愛知 | 新城市稲木地区 | 2級 3点 | 2022/5/30 認定 |
| 岐阜 | 各務原市各務山の前町地内 | 4級 27点 | 2022/6/2 認定 |
| 愛知 | 愛知県一宮市木曾川町地内 | 3級 9点 | 2022/6/13 認定 |
| 愛知 | 愛西市地内 | 3級 20点 | 2022/6/13 認定 |
| 香川 | 香川県高松市香川町川東下、川東上地区 | 2級 3点 | 2022/6/20 認定 |
| | | 4級 20点 | |
| 愛知 | 弥富市地内 | 3級 35点 | 2022/7/1 認定 |
| 岩手 | 岩手県央地区宮守 | 1級 3点 | 2022/7/7 認定 |
| 愛知 | 愛知県清須市地内 | 2級 10点 | 2022/7/12 認定 |
| 愛知 | 愛知県清須市地内 | 3級 20点 | 2022/7/12 認定 |
| 岐阜 | 岐阜県岐阜市大学北、大学西地区 | 2級 2点 | 2022/7/12 認定 |
| | | 3級 3点 | |
| 香川 | 香川県善通寺市原田町、金蔵寺町地区 | 2級 3点 | 2022/7/12 認定 |
| | | 4級 16点 | |
| 岐阜 | 各務原市各務山の前町、各務西町地内 | 3級 5点 | 2022/7/22 認定 |
| 福岡 | 福岡県三井郡大刀洗町 | 3級 16点 | 2022/7/22 認定 |
| 群馬 | 群馬県前橋市筑井町近辺 | 3級 2点 | 2022/10/17 認定 |
| 愛媛 | 松山市吉藤地区 | 2級 3点 | 2022/10/17 認定 |
| | | 3級 3点 | |
| | | 4級 79点 | |
| 岩手 | 岩手県南地区（一関市・平泉町） | 2級 15点 | 2022/10/31 認定 |

| | | | | | |
|----|--------------------|----|----|-----------|----|
| 岐阜 | 岐阜市福富町田ほか3地内 | 3級 | 4点 | 2023/1/27 | 認定 |
| 岩手 | 岩手県九戸郡洋野町大野地区 | 2級 | 5点 | 2023/2/16 | 認定 |
| 岩手 | 岩手県久慈市宇部町小袖地区 | 2級 | 1点 | 2023/2/16 | 認定 |
| 岩手 | 岩手県久慈市侍浜地区 | 2級 | 2点 | 2023/2/16 | 認定 |
| 岩手 | 岩手県久慈市夏井町早坂地区 | 2級 | 1点 | 2023/2/16 | 認定 |
| 岩手 | 岩手県久慈市山形町繫地区 | 2級 | 1点 | 2023/2/16 | 認定 |
| 岩手 | 岩手県九戸郡野田村大字野田伏津沢地区 | 2級 | 1点 | 2023/2/16 | 認定 |
| 愛知 | 愛知県一宮市三ツ井地内 | 3級 | 9点 | 2023/3/24 | 認定 |

認定：30地区 1級 3点、2級 64点、3級 129点、4級 306点 合計 502点

② 現在までの認定登記基準点数（平成20年から令和5年3月31日現在まで）

認定：328地区 1級 1,854点、2級 642点、3級 1,328点、4級 2,228点 合計 6,052点

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携

日調連データセンターシステム (<http://dcs.chousashi.org/v3map>) の維持管理を行っており、登記基準点の認定に伴い、随時更新を行った。

なお、現在稼働している同システムについては、昨年度から認定登記基準点データのアップロードに伴う作業の簡素化に向けたデータベース構築を行っており、令和4年9月に新たなサーバー上での運用を開始しているところ、連合会ウェブサイト上に公開する同システムの説明から「試行的な」及び「2年間の期間限定」等の文言を削除するなど表現の見直しを行った。

(3) 会員技術向上の検討及び指導

各土地家屋調査士会等からの問合せへの対応を随時行った。

(4) 関係機関との連携及び協議

法務省及び国土交通省等関係機関との協議を随時行った。

4 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の実施

令和4年度に実施する土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査については、委託業者において、集計結果の取りまとめが完了し、令和5年3月29日から順次、最終報告（冊子）を土地家屋調査士会に送付した。

なお、報酬に関する調査設問ごとの分布図等を連合会ウェブサイトに掲載する作業については、同年6月上旬を目途に完了する予定としている。

5 所有者不明土地問題等対応

制度対策本部と連携して、法務省等関係各所と表題部所有者不明土地等問題（変則型登記の解消）に係る打合せを行った。

6 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応

利用者拡大のため、株式会社ゼンリンと協議の上、作成したチラシ・パンフレット等の頒布及び土地家屋調査士会等を対象とした説明会による周知活動を行っており、令和4年6月に開催した新人研修においては、調査士カルテ Map システムを無料で利用できる ID を配布した。

また、連合会ウェブサイト内「会員の広場」に公開している掲示板に寄せられた意見及び要望について同社と共有し、同社において回答案を作成の上、順次、日調連から回答を行った。

なお、廃業等をした土地家屋調査士が登録した情報を継承し、土地家屋調査士会が同システムを無料で利用できる ID を配布する合意書の締結については、連合会が同社と合意書を締結の上、全ての土地家屋調査士会に情報の継承及び同 ID の配布を行う方法について、継続して協議を行っている。

7 登記所備付地図データのG空間情報センターを介した一般公開について

法務省が公開する地図 XML データの取扱いについて、当該データをダウンロードする際に表示される「登記所備付地図データ利用規約」のほか、留意すべき点を令和5年3月28日付け日調連発第397号をもって通知した。

8 オンライン登記申請への対応

法務省が提供する申請用総合ソフトにおいて、バージョンアップ又は障害が発生した際、登記・供託オンライン申請システムウェブサイトのお知らせを引用して、各土地家屋調査士会に周知した。

また、法務省が提供する申請用総合ソフトを用いたオンライン申請について、同ソフトの使用方法などを盛り込んだマニュアルを e ラーニングコンテンツとして作成したので、連合会ウェブサイト会員の広場内「e ラーニング」ページに公開し、令和5年4月13日付け日調連発第7号をもって各土地家屋調査士会に連絡した。

9 業務マニュアル等の作成及び説明周知

登記基準点測量マニュアル及び土地家屋調査士報酬額算定参考資料については、令和4年5月31日付け日調連発第66号をもって通知し、一筆地測量マニュアルについては、令和4年12月16日付け日調連発第277号をもって通知した。

また、同参考資料に基づく、報酬額計算ソフト（Excel）を作成したことから、令和5年2月28日付け日調連発第362号をもって通知し、連合会ウェブサイトにおいても同日から公開した。

なお、報酬額算定参考資料については、一部、字句及びサイクルタイム合計値の誤記が散

見されたことから、令和 5 年 2 月 28 日付け日調連発第 362 号をもって修正したものを送付し、登記基準点測量マニュアルについては、句読点等の重複及び図の誤記を確認したことから、令和 4 年 7 月 27 日付け日調連発第 119 号及び令和 5 年 3 月 31 日付け日調連発第 408 号をもって修正を送付した。

さらに、同マニュアル及び同参考資料の取扱い等に関する説明会を令和 5 年 3 月 8 日に電子会議により実施し、登記基準点測量マニュアル及び一筆地測量マニュアルについては、e ラーニングコンテンツを作成したので、連合会ウェブサイト会員の広場内「e ラーニング」ページに公開し、令和 5 年 4 月 13 日付け日調連発第 7 号をもって各土地家屋調査士会に連絡した。

10 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針に関する対応

表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針については、令和 4 年 12 月 1 日付け日調連発第 255 号をもって要領改正の有無を確認するとともに、事務取扱要領等（冊子及び電子媒体）の提供を土地家屋調査士会に依頼した。その後、全ての土地家屋調査士会から回報が提出されたことから、同要領等を連合会ウェブサイト「会員の広場」内に公開するための検討を進めている。

11 ネットワーク型 RTK 法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルについて

ネットワーク型 RTK 法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルについては、令和 4 年 5 月 31 日付け日調連発第 67 号をもって、同マニュアルに基づき設置された登記多角点を使用して作成した地積測量図の取扱いに関する法務省民事局民事第二課への照会・回答を通知した。また、同マニュアルの解説を作成したことから、令和 5 年 3 月 14 日付け日調連発第 380 号をもってお知らせした。

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施

(1) 専門職能継続学習（CPD）の運用・検討

① CPD の運用管理

連合会と各土地家屋調査士会との間で、CPD 管理システムで作成した CPD データの授受を行い、CPD の適正な管理に努めた。

② CPD 評価検討委員会の開催

有識者を交えた土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会（CPD 評価検討委員

会)を令和5年1月25日に開催し、現状の問題点や今後のCPD制度の運用等について協議した。

③ 測量系CPD協議会連絡会への出席

測量系CPDに関する情報交換を行うため、測量系CPD協議会連絡会(令和4年9月21日)へ出席した。

(2) 新人研修の実施・検討

① 令和4年度土地家屋調査士新人研修の実施(令和4年6月26日～28日 つくば国際会議場)

義務研修に指定後、3回目の実施となる令和4年度土地家屋調査士新人研修は158名が受講し、全員が同新人研修を修了した。

なお、一部講義について、eラーニングによる事前視聴により実施した。

| ブロック | 修了者数 | ブロック | 修了者数 |
|------|------|------|------|
| 関東 | 62名 | 九州 | 21名 |
| 近畿 | 11名 | 東北 | 13名 |
| 中部 | 20名 | 北海道 | 13名 |
| 中国 | 10名 | 四国 | 8名 |

また、受講結果は、令和4年7月22日付け日調連発第115号をもって、各土地家屋調査士会へ通知した。

② 中央実施型新人研修の検証に係るアンケートの実施

標記アンケートについて、令和4年4月28日付け日調連発第25号をもって実施した。

その結果を基に、今後の新人研修の実施方法について検討を行った。

なお、同アンケートの集計結果を令和5年3月7日付け日調連発第370号をもって各土地家屋調査士会に送付し、連合会ウェブサイトにも公開した。

③ 令和5年度土地家屋調査士新人研修の実施・検討

令和5年度土地家屋調査士新人研修の実施について検討し、令和5年3月7日付け日調連発第371号をもって各土地家屋調査士会に周知し、連合会ウェブサイトにも公開した。

(3) 年次研修の実施・検討

第1期土地家屋調査士年次研修(令和3年度から令和7年度)の実施における各土地家屋調査士会からの問合せ及び年次研修実施要領第5条第2項の規定に基づく申請等について対応した。

なお、令和4年度の運営に係る費用について、令和4年8月8日に各土地家屋調査士会に送金した(令和4年8月10日付け日調連発第131号)。

(4) eラーニングの拡充・整備と運用

① コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備

株式会社東京リーガルマインド（LEC）との契約が終了したことから、令和4年10月1日付けで東京法経学院とコンテンツ制作委託の契約を締結した。

② 連合会が企画するコンテンツ制作

次のコンテンツを制作し、令和5年4月13日付け日調連発第7号をもって周知したと
おり公開した。

ア 今日から調査士補助者！～弁護士と学ぶ業界法と補助者の心得～（前編）（後編）

（講師：弁護士 平岡将人、リーガルスタッフ 上野宏樹）

イ 土地家屋調査士として知っておきたい知識（前編）（後編）

（講師：土地家屋調査士 横井靖司）

ウ 登記基準点測量マニュアル（講師：土地家屋調査士 藤枝一郎）

エ 一筆地測量マニュアル（講師：土地家屋調査士 高橋一秀）

オ オンライン申請動画マニュアル～今日から始める調査士報告方式～ 全4回

※ ウ～オの対応は業務部

③ その他コンテンツの制作

故・國吉名誉会長が亡くなる直前に講師を務めた、東京会の令和3年度第2回会員研修会用の動画「土地基本法の改正と今後～土地所有者の「管理」と「責務」とは～」を公開し、令和4年7月11日付け日調連発第109号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

④ eラーニングアクセス状況

平成30年度 アクセス数 10,745件、ユーザー数 2,723名

令和元年度 アクセス数 8,979件、ユーザー数 2,332名

令和2年度 アクセス数 21,119件、ユーザー数 4,630名

令和3年度 アクセス数 15,711件、ユーザー数 4,502名

令和4年度 アクセス数 13,286件、ユーザー数 3,997名（令和5年4月6日現在）

(5) 研修体系及び研修の充実の検討

① 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会

会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会（12会）を対象とした事業助成の一つとして、ウェブ研修会（Zoom ウェビナー及びYouTubeによるライブ配信）を令和4年10月25日に開催した。

なお、当日の動画については、令和5年3月31日までYouTubeで動画を公開した（令和4年12月15日付け日調連発第276号）。

なお、公開終了時（令和5年4月3日時点）での同動画の視聴数は、451名であった。

○ 出席者数 オンライン：158名 会場：218名 ストリーミング配信 約100名＋71

名（富山）

○ 研修テーマ及び講師

講義 2021 年土地制度改革—土地基本法・国土調査法・不動産登記法の改正

講師 山野目 章夫（早稲田大学大学院法務研究科教授）

○ 実施後のアンケートの集約を行い、その結果を基に次年度の検討を行う。

② 研修体系の検討

研修制度の基盤を整備するため、研修体系について令和 3 年度実施した研修調査アンケートの集約結果を基に検討を行った。

(6) 研修情報の公開の活用・推進

研修インフォメーションの適正な管理に努めた。

なお、令和 5 年 4 月 17 日現在、8 ブロック協議会及び 44 会から計 1,160 件の研修情報の登録がされている。

(7) 研修用教材の作成・運用

研修用教材等について適宜見直しを行った。

(8) 研修管理システムの構築

現在の研修インフォメーション、eラーニングシステム及び CPD 管理システムは導入から 10 年程度経過していることもあり、操作性や利便性に欠ける部分があることから、新しい研修管理システムを導入することについて検討した。

なお、新しい研修管理システムの仕様については、現在の①研修インフォメーション、②CPD 管理システム、③CPD 情報公開システム、④eラーニングシステムを統合することのほか、当連合会及び土地家屋調査士会で行う研修の受講申込みなど管理できるシステムを目指し、構築等の検討を行った。

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

(1) 会報への記事掲載

会報 12 月号 (No.791) から 2 月号 (No.793) まで、次のとおり受講者の体験談を掲載した。

12 月号 釧路・長野、1 月号 岩手・熊本、2 月号 沖縄、栃木

(2) チラシの作成

第 18 回土地家屋調査士特別研修の受講促進を目的に、令和 4 年 12 月 26 日付け日調連発第 290 号をもってチラシ（電子データ版）、令和 5 年 1 月 12 日付け日調連発第 309 号をもってチラシ（印刷版）を各土地家屋調査士会送付した。

(3) 土地家屋調査士試験合格者への周知

令和 4 年度土地家屋調査士試験受験者にも通知するため、令和 5 年 1 月 13 日付け日調連発第 317 号をもって土地家屋調査士試験の口述試験が行われる会場（8 法務局）に、第 18

回土地家屋調査士特別研修に係る資料一式に加えチラシを郵送し、同試験受験者へ同チラシの配布をお願いした。

(4) 土地家屋調査士特別研修の受講状況一覧の配布

土地家屋調査士会ごとの土地家屋調査士特別研修受講状況を一覧にした資料を令和4年度第1回全国会長会議及び第2回全国会長会議で配布した。

3 ADR 認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

ADR 認定土地家屋調査士を対象とした研修について、既存のコンテンツを活用した研修方法について検討を行った。

六 広報部関係

1 広報に関する事項

(1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信

① ウェブ広報の充実

ア SNS の更なる活用

Facebookに加え、Twitter及びInstagramを開設し、運用を開始した。

また、公式SNS (Twitter) 開設記念として、ハッシュタグキャンペーンを実施した。

加えて、現状に合わせ公式SNS運用基準及び公式ウェブサイト、公式SNS運用要領を改正した。

イ 特設ウェブサイトの作成

70周年の記念事業をまとめた外部向けウェブサイト(土地家屋調査士制度制定70周年記念サイト)については、令和4年6月14日に連合会ウェブサイトで公開した。

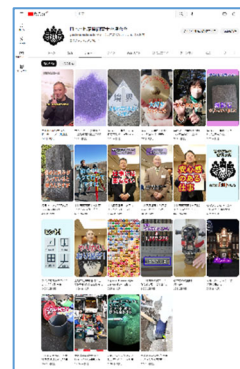
ウ 動画制作

令和3年度の撮影が延期となった一般向け広報用動画の制作については、令和4年4月に撮影が終わり、「なぎら健彦の〇〇散歩シリーズ」として令和4年6月9日から連合会公式YouTubeチャンネルにおいて公開を開始した。



令和4年度においては、YouTube ショートを利用した動画コンテンツを制作し、随時連合会公式 YouTube チャンネルに公開した。

(令和5年3月31月現在 21本公開)



② 広報イベントへの参画

ア こども霞が関見学デー

参加予定であった「こども霞が関見学デー」については、オンラインでの開催となったため、法務省ウェブサイト内に開設された特設ウェブサイトにおいて、動画「アニメで分かる土地家屋調査士」を公開する形で協力した。

イ 法務省や日司連との連携した広報活動

法務省から、相続登記の義務化など所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて、各土地家屋調査士会と各法務局・地方法務局による連携した広報活動を行いたいとの意向が示されたことから、連合会としても法務局等がこのような取組をしていることについて、各土地家屋調査士会へ周知広報を行うとともに連携のためのお願ひ文書を発信した(令和4年8月25日付け日調連発第140号。関連：令和4年10月13日付け日調連発第192号、令和4年12月28日付け日調連発第295号、令和5年1月17日付け日調連発第321号、令和5年2月1日付け日調連発第343号、令和5年3月30日付け日調連発第402号)。

なお、法務省や日本司法書士会連合会と連携した広報活動については、次期執行部に引き継ぐこととし、ロードマップ等について原案等を作成した。

③ 広報ツールの作成又は活用

ア マンガ小冊子の増刷

マンガ小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」の増刷を行い、令和3年度に引き続き受験専門校などと協力しながら各所へ配布した。令和3年度と同様、各土地家屋調査士会からの印刷の希望を取りまとめ(令和4年9月6日付け日調連発第151号)、11会から3,050部の希望があり、連合会分の発注(7,000部)と合わせて増刷した。



④ 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動

公式 SNS でお知らせしたほか、1(1)①アで報告したハッシュタグキャンペーンを利用し、啓発活動を行った。

⑤ 社会貢献事業としての活動

ア 全国一斉不動産表示登記無料相談会

7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心として「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を企画し、令和4年7月から10月にかけて土地家屋調査士会の協力を得て全国105会場で開催され、471件の相談を受けた。



また、例年と同じく同相談会の開催PRを目的とした統一ポスター・チラシ・バナーのデータを作成し、各土地家屋調査士会へ送付するとともに、開催した土地家屋調査士会に開催費用として5万円の助成を行った。

なお、相談会の結果について取りまとめを行い、連合会ウェブサイト内の会員の広場に掲載し、結果の一部については一般向けのページにも掲載した。

加えて、令和5年度以降の開催については、広報部としては開催しないこととしており、第1回全国ブロック協議会長会同の意見交換の中で意見を伺い、第1回全国会長会議においても報告した。

イ きんざい主催オンラインセミナーへの協力

株式会社きんざい主催のオンラインセミナーの企画「今さら聞けない土地と建物の話（10月24日、11月9日、12月16日開催）」に協力し、講師を派遣した。

⑥ 受験者の拡大に向けた活動

小中学生向けに朝日新聞社が発行している「おしごと年鑑」へ記事を掲載したほか、13歳のハローワーク公式サイトへの職業サポーターの継続を行った。



また、高校・大学・社会人向けには上記③の「マンガ小冊子」を活用した広報活動を行った。

加えて、補助者向けには、昨年に引き続き、受験専門校の受講講座に利用できる教育訓練給付制度の紹介を会報で紹介した。

なお、令和4年度の土地家屋調査士試験の出願者数は5,400人で昨年度と比べて667人、14.1%の増となった。

⑦ 土地家屋調査士白書の発刊

『土地家屋調査士白書2022』を令和4年7月27日に発刊し、関係各所へ配布した。



(2) 内部に向けた組織強化のための広報

① 社会連携事業としての組織強化

各土地家屋調査士会及び各ブロック協議会に、寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケートを実施し（令和5年2月6日付け日調連発第345号）、取りまとめたものについては、連合会ウェブサイトにおいて公開した。

② 土地家屋調査士会及びブロック協議会との情報共有

ア 伊予の潤喫茶、マスターと語ろう

令和3年度に実施した「連合会長とリモートで話そう」改め「伊予の潤喫茶、マスターと語ろう」を次のとおり開催し、令和4年度は全4回開催した。

| 日程 | テーマ | 人数 |
|-----------|-----------------|-----|
| 6月9日(木) | ○女性土地家屋調査士 | 8人 |
| 9月15日(木) | ○二代目、三代目 | 11人 |
| 11月16日(水) | ○40代(働き盛り、子育て中) | 9人 |
| 2月2日(木) | ○広報担当者 | 3人 |

イ 全国広報担当者向けセミナー

外部講師(井上岳久氏(井上戦略PRコンサルティング事務所代表))を招へいし、土地家屋調査士会の広報担当者を対象としたセミナーを令和5年2月2日に開催した。

2 会報の編集及び発行に関する事項

- (1) 内部に向けた情報の集約と共有
- (2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
- (3) 連合会各部との連携のための情報共有

業務に直結したものや土地家屋調査士を取り巻く社会的変化に対応した事象など、会員に必要な情報を掲載するとともに、外部への土地家屋調査士に関する情報発信を意識した紙面づくりも念頭に置きながら、会報、Eメールマンスリー、ウェブサイトのそれぞれの長所を活用した効率的な情報発信を行った。

3 情報の収集に関する事項

- (1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集

土地家屋調査士制度の中長期的な計画を踏まえ、その実現のため、経済・社会情勢の変化に応じた情報収集を行った。

- (2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集

研究所、地籍問題研究会及び国際地籍学会と連携して、国際的な動向に関する情報収集を行った。

- (3) 災害への対応と災害復興のための情報収集

災害への対応や災害からの復興及び事前復興の取組に関する情報の収集を行った。

七 社会事業部関係

1 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 登記所備付地図の作成及び整備

令和4年4月5日付け日調連発第7号をもって各土地家屋調査士会へ登記所備付地図作成作業（令和2年度・3年度）に係る情報の提供方をお願いし、令和4年度発注分の同作業に係る情報については、関係役委員から各土地家屋調査士会に連絡し、収集した。

各土地家屋調査士会から提供された情報の取りまとめについては、従来の取りまとめではなく、各土地家屋調査士会の新人研修又はこれから地図作成作業に携わる会員に対して説明できる資料を作成した。本件については、法務省民事局民事第二課から令和7年度から始まる地図作成作業計画の概要が公開された後に各土地家屋調査士会に送付することとし、令和4年度においては送付を見送った。

「骨太の方針2022」に地図整備が記載されることによる地図予算の拡充については、制度対策本部と連携し対応した。

令和7年度から始まる地図作成作業計画における問題点について、法務省民事局民事第二課と意見を交換した。

(2) 地籍整備事業の情報収集・啓発

地籍調査事業への土地家屋調査士の関与の在り方について、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会と意見を交換した。

2 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

(1) ADR に関する情報の収集及び提供

各土地家屋調査士会に例年実施している ADR 運営報告書の提出をお願いした。

土地家屋調査士会 ADR センター担当者会同を令和5年1月24日に開催し、オンラインによる遠隔地相談・調停及びいわゆる解決手続の特例について説明した後に、各土地家屋調査士会 ADR センターと意見及び情報交換を行った。

(2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

土地家屋調査士会 ADR センターで行う業務を広げ、ADR 認定土地家屋調査士を活用することについては、当事者間で既に合意が形成されているような極めて紛争性の少ない申出の場合に期日を設けずに和解成立を認証できるような仕組みの構築について法務省大臣官房司法法制部審査監督課と協議してきたところ、同課から規則モデル改正（案）が示された。

本件については、土地家屋調査士会 ADR センター担当者会同（令和5年1月24日開催）において連合会から説明し、各土地家屋調査士会 ADR センターの担当者と意見交換を行っ

た。

(3) 筆界特定制度と土地家屋調査士 ADR との連携

平成 30 年 3 月 26 日付け法務省民二第 157 号をもって通知された筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR 制度の今後の連携方策については、令和 4 年 3 月 2 日に開催した土地家屋調査士会 ADR センター担当者会同での意見を法務省民事局民事第二課と共有した。

(4) ODR（オンラインでの紛争解決手続）に関する情報収集及び提供

連合会が策定した境界問題相談センター遠隔地調停等実施要領にのっとり関係する土地家屋調査士会 ADR センターの施設を利用したオンラインによる相談及び調停を行うことができるようになったことについて、令和 4 年 5 月 2 日付け日調連発第 29 号をもって各土地家屋調査士会へお知らせした。

本件については、土地家屋調査士会 ADR センター担当者会同（令和 5 年 1 月 24 日開催）において連合会から説明し、各土地家屋調査士会 ADR センターの担当者と意見交換を行った。

3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

日本司法支援センター（法テラス）と打合せを行い、懸念される事項等について確認し、情報の共有を図ることを確認した。

4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項

国有農地測量・境界確定促進委託事業について農林水産省と打合せを行い、同省に対して入札公告が出された際には、連合会まで連絡いただくようお願いした。

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供

e ラーニングコンテンツ（民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響）を作成し、令和 4 年 5 月 6 日付け日調連発第 33 号をもって各土地家屋調査士会へ連絡した。

連合会会報（5 月号（No.784）から 8 月号（No.787）、11 月号（No.790）及び 12 月号（No.791））に「民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響」を掲載した。

自由民主党政務調査会の所有者不明土地等に関する特別委員会（委員長 土井亨衆議院議員）から所有者不明土地等に関する特別委員会が令和 4 年 5 月 11 日に開催される旨の案内があり、制度対策本部と連携し資料等を作成した。

国土交通省各地方整備局所有者不明土地連携協議会の情報を収集の上、各土地家屋調査士会に発信し、積極的に土地家屋調査士が関わる方策について検討した。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令案及び同法律施行規則案に関する意見募集（パブリックコメント）が行われたところ、連合会としての意見を提出した。

「非訟事件手続法第 90 条第 8 項及び第 91 条第 5 項並びに家事事件手続法第 146 条の 2 第 2 項の規定による公告の方法等を定める省令案」に関する意見募集（パブリックコメント）が行われたところ、同案に賛同する旨の意見を提出した。

令和 3 年 4 月 28 日に公布された、「民法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 24 号）において第 209 条（隣地の使用請求）が改正されたことを受け、土地家屋調査士が日常業務において調査・測量を行うに当たり、隣地に立ち入る際の手引を作成し、令和 4 年 12 月 20 日付け日調連発第 284 号をもって各土地家屋調査士会に送付した。

(2) 防災関係の情報収集及び提供

震災復興型 14 条地図作成作業の実施地域と法務省民事局民事第二課との情報交換を行うことについては、同課と地図作成作業 10 か年計画と関連して協議した。

災害時において土地家屋調査士が取り組む社会貢献に関しては、被害家屋認定調査に関する動画を作成することについて検討した。

復興支援対策本部と連携し、復興測量支援連絡会及びその他各種団体が行う災害・防災関係の情報収集を行った。

(3) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項

土地家屋調査士会及び関連団体と連携し、狭あい道路解消業務等に関する土地家屋調査士の関与の在り方について検討を行っているが、全国土地家屋調査士政治連盟から、狭あい道路解消に向けた取組として提案のあったシンポジウム開催に係る打合せを行った。

不動産取引における図面の位置づけの明確化に関する検討を行い、土地家屋調査士の関与を訴えることについては、土地境界確定測量成果作成マニュアル（案）を作成し、各土地家屋調査士会に送付することについて検討しているが、まずは土地境界確定測量の用語を定義し、作成するツールの名称や内容の精査等については令和 5 年度以降に検討していくこととした。

(4) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画についての検討

e ラーニングコンテンツ（民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響）を作成・公開し、令和 4 年 5 月 6 日付け日調連発第 33 号をもって各土地家屋調査士会へお知らせした。

新たに始まる財産管理制度への参画について、最高裁判所に対して新しい管理人制度への土地家屋調査士の活用方についての要望を行った。

本件については、法務省民事局に対して土地家屋調査士の積極的な活用を検討していただくよう最高裁判所への通知方をお願いしたところ、最高裁判所から高等裁判所及び地方

裁判所へ文書（令和4年12月12日付け（訴ろ一02））が発出されたことについて法務省から連絡を受け、同月20日付け日調連発第285号をもって各土地家屋調査士会へこの旨をお知らせするとともに、土地家屋調査士が所有者不明土地・建物管理人及び管理不全土地・建物管理人に選任されるよう地方裁判所等への働き掛けについてお願いをした。

また、その働き掛けについて各土地家屋調査士会における取組状況を聴取し、その結果については、令和5年3月27日付け日調連発第391号をもって送付した。

財産管理人養成講座を開催した。

八 研究所関係

令和3年度に選任した研究員・特任研究員により、同年度に策定したテーマの研究を行っており、令和4年度は中間報告として連合会会報の10月号から1月号に連載した。

また、各研究の過程で必要な実証活動や検証活動を実施するなど、最終報告の取りまとめが進められた。

最終報告書は、研究所担当役員と研究員が連携し、取りまとめ、理事会等での共有を経て令和5年5月頃、研究所規則に基づき会長へ提出され、その後、連合会ウェブサイトの会員の広場へ公開する予定である。

さらに、研究員が研究活動を行った成果物（研究報告書及びそれに至るまでの中間報告原稿、研究交流イベントのパワーポイント原稿等）について著作権の観点から、次の対応を行ってきた。

- 「研究報告書の作成に当たって」を研究員、特任研究員へ配信

研究員の研究過程で収集・掲載・引用した資料類の取扱いやそれらに係る研究報告書への引用、転載、転載許諾等の一般的な留意事項を作成、配信

- 「研究報告書の取扱いについて」（内規）の検討

最終的な成果物である研究報告書の著作権や二次利用等に関する規範（内規）について検討し作成した。

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

(1) 土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究

歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究をテーマとして、従前から行っている研究員が所属する地域における歴史的地図・資料等についての土地家屋調査士業務に関連した考察、調査研究を継続し、「京都における歴史的資料について」及び実務者である土地家屋調査士の観点から見た「府県地租改正紀要について」の二つの研究を行った。

(2) 最新技術に関する研究

先端技術を用いた新ビジネスモデル等に関する研究をテーマとして、QZSS、SFM（写真測量）、MMS、VR、AR、測量CAD、リモートセンシング等における総合的見地をはじめ、最新技術が土地家屋調査士業務にどのように関連し、どのように将来的な利活用が可能となるのかについての研究を実証検証・資料収集等法務省への新技術の動向報告も含め行った。

(3) 土地家屋調査士業務に関する研究

不動産取引に関する研究をテーマとして、「税理士業務に関連する土地家屋調査士実務の研究」において、税理士が相続税申告手続において行う土地評価算出時の土地地形図等の作成及び不動産鑑定士が土地評価算出時に行う土地現況図等の作成に関し、それらの具体的な成果物を検討しながら、土地家屋調査士が税理士及び不動産鑑定士の業務で関わることのできる具体的実務についての研究を行った。

また、「宅建業務に関連する土地家屋調査士実務の研究」において、不動産の売却、取引時に関わる土地家屋調査士の業務について、特に、不動産の取引における筆界の確認が、その後の地積更正登記の完了のみを目的とすることだけにとどまることなく、取引の都度筆界確認書を取り交すこと及び測量成果図等を作成すること等の重要性を示す研究や、筆界確認業務のみならず宅建業界等が土地家屋調査士に求める不動産取引上の商品価値安定化の付随業務についての研究を行った。

(4) 地籍調査に関する研究

国土調査法等の改正により、地籍調査の円滑化・迅速化が図られることとなったことを受け、実際に成果を上げている事例を参考に、問題点及び改善点などの調査・研究を進めている。今後、地籍調査がどうあるべきか、将来像についても提案し、この事業に土地家屋調査士が関わることの重要性を報告できるよう研究を進めた。

また、不動産登記法第14条地図作成事業において、地図を作成した場所をリモートセンシング技術により再度画地調整し、作成した地図と比較することで、技術の有効性のアピール、取扱いにおける注意点及び改善点を報告できるよう研究を進めた。

2 地籍に関する学術的・学際的研究

(1) 地籍問題研究会との連携

「地籍問題研究会」との積極的な交流・連携を行っている。

令和4年12月3日に開催された地籍問題研究会第33回定例研究会においては、各研究員・特任研究員による研究中間報告を行った。当日の様子は、令和5年1月31日までの期間限定配信で日調連ウェブサイト内、会員の広場において視聴URLを掲載し、アーカイブ配信を行った。

(2) 日本登記法学会との連携

(3) 関連学術団体との研究交流

主に日本司法書士会連合会の働き掛けにより創設され、平成 30 年 12 月 8 日に学会組織に移行した日本登記法学会は、「登記」という枠組みの中で関連する分野が多いことから、引き続き連携・交流を図り、情報収集を行った。

令和 4 年 11 月 26 日（土）には第 7 回研究大会が開催され、土地家屋調査士からの登壇者（テーマ「区分所有と登記」）として、東京土地家屋調査士会の橋立二作会員が登壇した（連合会会報 2 月号に掲載）。

3 各部等との連携

関係各部と情報共有及び連携を図り、研究員による実証実験等を行った。基礎研究や研究成果は、連合会事業へフィードバックさせるように努めた。

特に、前述の、研究報告書の著作権や二次利用等に関する規範（内規）についての検討は、「研究報告書の取扱いについて」（内規）を作成するに当たって、公益社団法人著作権情報センターからの情報収集も行いつつ、レビューを総務部担当理事（弁護士）及び外部の弁護士に依頼し、意見を伺いながら協議した。

4 会長から付託された事項の研究

令和 4 年度においては、会長から付託された事案やテーマ等は特になかった。

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

1 第 17 回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

(1) 法務大臣の指定

土地家屋調査士法施行規則第 10 条第 1 項の規定に基づき行う法務大臣への指定申請について、令和 4 年 5 月 13 日に法務大臣に申請書を提出し、令和 4 年 6 月 14 日付けで指定を受けた（「官報」令和 4 年 6 月 14 日、本紙（第 754 号）〔告示〕掲載）。

(2) 特別研修の実施

全区分合計 179 名の受講者を対象として、令和 4 年 7 月 8 日から同年 9 月 3 日まで約 2 か月間にわたる同特別研修を実施し、154 名が考査を受検した（受検者内訳：新規・再受講 146 名、聴講・再考査 8 名）。

<第 17 回実施概要>

| | | |
|--------|--------------------------------|------------|
| 基礎研修 | 令和 4 年 7 月 8 日（金）～10 日（日） | （全国 16 会場） |
| グループ研修 | 令和 4 年 7 月 11 日（月）～8 月 18 日（木） | （32 グループ） |

集合研修・総合講義 令和4年8月19日(金)～21日(日) (全国7会場)
 考查 令和4年9月3日(土) (全国5会場)

なお、令和4年11月28日に同研修の修了者154名に対して、修了証明書及び考查成績証明書等を発送した。

(3) 実施に係る助成

特別研修の実施に係る助成金について、令和4年7月7日に各ブロック協議会へ送金した(令和4年7月5日付け日調連研発第49号)。

(4) 土地家屋調査士特別研修過去問集

第17回土地家屋調査士特別研修の受講者を対象として土地家屋調査士特別研修過去問集を作成し、令和4年7月14日付けで各土地家屋調査士会に通知した。

(5) 令和4年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力の認定

令和4年11月15日付け官報858号〔官庁報告〕において、令和4年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告がされた。

また、同認定の発表は、令和5年3月13日付けで法務省ウェブサイト並びに各法務局及び各地方方法務局において公表され、土地家屋調査士法第3条第1項第7号及び第8号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を有する者として、令和5年3月13日に125名が同法第3条第2項第2号の認定を受けた(受講者179名、認定率69.8%)。

なお、これまでの土地家屋調査士特別研修による同認定者数は累計6,775名となった(令和5年3月13日)。

2 第18回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

(1) 実施日程等

第18回土地家屋調査士特別研修は、次のとおり実施する予定であり、実施日程、実施基本計画、会場設置、実施に係る助成及びカリキュラムについて、令和4年11月11日付け日調連発第222号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。

<第18回実施予定>

| | |
|-----------|--------------------------|
| 基礎研修 | 令和5年7月14日(金)～16日(日) |
| グループ研修 | 令和5年7月17日(月)～8月17日(木) |
| | ※ ただし、課題提出日は、令和5年8月7日(月) |
| 集合研修・総合講義 | 令和5年8月18日(金)～20日(日) |
| 考查 | 令和5年9月2日(土) |

(2) 受講者募集

令和4年12月22日付け日調連発第288号をもって、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会に第18回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について通知した。

3 第19回土地家屋調査士特別研修以降の計画

第19回の実施方法について、一部eラーニング化も含め全体的な見直しを検討した。